

---

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	ステップ 4 に予想信用損失モデルを採用する必要性

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 の検討を進めるにあたり、ステップ 4 に予想信用損失モデルを採用する必要性について確認することを目的としている。

## II. 本論点を取り上げる理由

2. 金融資産の減損に関する会計基準の開発（以下「本プロジェクト」という。）に関して、第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）及びこれまでの審議を踏まえ、6 つのステップに分けて検討を進めることとされ、国際的な比較可能性を確保することを重視するステップ 2 の会計基準とより実務負担に配慮したステップ 4 の会計基準の開発を進めることとされた。また、第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）では、ステップ 4 における基準の開発の目的を次のとおり示した。

IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

3. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）（以下「第 515 回企業会計基準委員会等」という。）では、前項に記載したステップ 4 の目的に含まれる次の 3 つのキーワードの意義について再確認を行ったうえで、ステップ 4 に関する今後の進め方に関して審議を行った。
  - (1) IFRS 第 9 号を出発点
  - (2) 実務負担に配慮
  - (3) 適切な引当水準を確保
4. ステップ 4 の進め方に関して、第 515 回企業会計基準委員会等では次の意見が聞かれている。

- (1) IFRS 第 9 号を出発点としてこれまでステップ 2 及びステップ 3 に関して審議してきた論点を基礎としてステップ 4 の検討を進めていくことに関して、その経緯や理由について丁寧に説明していく必要があると考えられる。
  - (2) ステップ 4 の検討に着手するにあたり、予想信用損失モデルを採用する必要性やその意義について、関係者間での共通理解を醸成することが必要と考える。
5. 前項の意見を踏まえ、本資料ではステップ 4 の目的を再確認するために、ステップ 4 に予想信用損失モデルを採用することの必要性について、事務局の分析をお示しする。

### III. ステップ 4 に予想信用損失モデルを採用することの必要性についての分析

6. 2022 年 8 月に公表した ASBJ の中期運営方針では、指定国際会計基準を用いて連結財務諸表を作成している上場会社等が増加していること、2022 年 4 月に東京証券取引所により市場区分の見直しが行われプライム市場は「グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場」であるとされている状況を踏まえ、我が国の資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられる日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るとともに、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく必要がある点を継続して基本的な方針とするとしている。さらに、国際的に整合性のあるものとするための取組みの一つとして、金融商品を挙げている。
7. 国際的な会計基準に関して、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、金融商品会計の複雑性を低減するため、また世界的な金融危機の際における減損の認識への批判<sup>1</sup>に対応するために金融商品会計プロジェクトに取り組み、金融資産の減損については従来の発生損失モデル（Incurred loss model）から予想損失モデル（Expected loss model）への転換を柱とする会計基準の改正が行われた。
8. このような状況を踏まえ、当委員会は、2018 年 8 月「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表し、より広く一般から意見を募集したうえで、

---

<sup>1</sup> 深刻化した世界的な金融危機のため、G20 や金融安定理事会を含む市場関係者から、特に減損の認識について、当時の発生損失モデル（incurred loss model）により“too little, too late”となっており、金融危機の問題を増幅していると批判された（第 377 回企業会計基準委員会（2018 年 1 月 25 日開催）審議事項(5)参照。）。

第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）において、金融商品の減損について国際的に整合性のあるものとするための取組み、すなわち従来の発生損失モデル（Incurred loss model）から予想損失モデル（Expected loss model）に移行することを目的とする本プロジェクトに着手することが了承された<sup>2</sup>。

9. ここで、海外投資家は、ステップ 2 を採用している上場金融機関だけを投資の対象としているのではなく、ステップ 4 を採用している上場金融機関を含めて投資の対象としていると考えられる。世界的に金融危機への対応として予想信用損失モデルが採用されている状況において、上場金融機関が適用する会計基準に予想信用損失モデルを採用しない状況が続く場合には、日本基準により作成された財務諸表は適時に損失を反映していない可能性があるとして、我が国の会計基準及び資本市場への信認が失われ、結果として日本企業への投資が忌避される、又は大きくディスカウントされるリスクがあると考えられる。この場合の影響は、企業ごとの問題ではなく、日本企業全般、ひいては日本の資本市場全般に大きな悪影響を与える可能性があると考えられる。
10. 前項に記載したリスクを回避するためには、当委員会が開発する会計基準に予想信用損失モデルを採用することは不可欠であると考えられる。これは日本基準に対する信認の問題であることから、ステップ 2 だけ予想信用損失モデルを採用するのは不十分であり、ステップ 4 についても予想信用損失モデルを採用することが必要と考えられる。このため、ステップ 4 においては、「IFRS 第 9 号を出発点」として基準開発を行うことが考えられる。
11. この点に関連して、これまでの審議において、作成者であるステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者からは次の意見が聞かれている。
  - (1) 我が国の地域金融機関は、主に国内（地域）において中小・小規模事業者を取引先として、事業者との信頼関係をベースに、伴走しながら金融面・事業面の活動を支援している。融資形態も取引先全体の事業・信用状態を評価するものであり（基本的にリコースローン）、ノンリコースローンが主流とされる諸外国でも活動する大手金融機関とはビジネスモデルが異なる。
  - (2) 現行の信用リスク管理の方法は、我が国の地域金融機関のビジネスモデルの特性を踏まえたものであり、IFRS 第 9 号の定めをそのまま地域金融機関に取り入

---

<sup>2</sup> 第 419 回企業会計基準委員会では、同時並行的に金融商品の分類及び測定と減損の定めとの関係（IFRS 第 9 号における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲）の整理を行うことと整理している（第 419 回企業会計基準委員会 審議事項(4)-2 第 35 項）。

れる場合には現行実務との乖離が大きいため、システム投資等の多大なコストや運用面の負荷が生じるだけでなく、融資審査の判断等にも影響を及ぼす可能性がある。このため、予想損失モデルを採用することによる地域金融機関における費用対効果や実務負担に配慮した検討が必要であると考えられる。

12. まず、「我が国の地域金融機関は主に国内（地域）において中小・小規模事業者を取引先」としていることについては、どのような顧客に融資しているかという観点からのコメントである。この点、本資料第9項に記載したリスクは、どのような顧客に融資しているかということとは関連が薄く、むしろ、上場していることに伴って発生するものと考えられる。多くの地域金融機関は上場しており、プライム市場に上場している地域金融機関も数多く存在しているため、主に国内（地域）において中小・小規模事業者を取引先としていることをもって、予想信用損失モデルを採用しない理由とすることはできないと考えられる。また、国際的にも地域に根差して活動を行っている金融機関は存在しており、そのような金融機関においても予想信用損失モデルが採用されていることを踏まえると、我が国においてのみ、予想信用損失モデルを採用しない理由とすることはできないと考えられる。
13. また、「ビジネスモデル」に関するコメントについては、顧客に貸付を行い回収するという点において大手金融機関と地域金融機関で大きく異なることはないと考えられるため、ステップ4において予想信用損失モデルを採用しない理由にはならないと考えられる。
14. 上述のとおり、予想信用損失モデルを採用することは必要であると考えられるが、予想信用損失モデルを採用することに伴う現行実務への影響に関する地域金融機関の懸念については、相当程度、対応することが可能であると考えられる。すなわち、ステップ4において予想信用損失モデルを採用したうえで「適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮」することにより対応することが考えられる。

#### **IV. 今後の進め方**

15. 本資料第6項から第14項に記載した分析を踏まえ、我が国の会計基準及び資本市場への信認を確保することの重要性を勘案し、ステップ4についても予想信用損失モデルを採用する必要がある、この場合には「IFRS第9号を出発点」として基準開発を行うことが必要であると考えられるかどうか。
16. この場合、予想信用損失モデルの採用に伴う現行実務への影響に関する地域金融機関における懸念については、「適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮」

することにより対応することとしてはどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第6項から第16項に記載した内容についてご意見等あれば伺いたい。

以 上